改訂書面:「マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款」

改訂日:令和3年4月17日改訂

新

●第3条 CFD-Metals 取引のリスク及び自己責任の確認 **②CFD-Metals** 取引において<mark>は両建取引ができないこと</mark>。

旧

●第3条 CFD-Metals 取引のリスク及び自己責任の確認 ⑨CFD-Metals 取引において<u>両建て取引を行った場合、両建て取</u> 引はスプレッドコストが売建、買建の二重にかかること、また 別途定めるスワップポイントも売建、買建の双方で異なり払出 が生じる恐れがあることや、売値と買値の価格差についてお客 様が二重に負担する可能性があることなどから、経済合理性を 欠きお客様にとって不利益となりうる取引であること。

●第40条 取引約款等の変更

(1)取引約款等は法令等の変更、監督官庁の指示、その他マネーパートナーズの必要が生じたときは改訂することができる。

(2)取引約款等の改訂がお客様の従来の権利を制限する、 もしくはお客様に新たな義務を課すものであったときに は、マネーパートナーズのホームページ上で通知するな ど、マネーパートナーズの定める方法により通知する。 (3)前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される 場合は、会員専用サイトへの連絡による方法にかえるこ とができるものとする。

(4) 変更の通知後にお客様が当該変更に係る CFD-Metals 取引の建玉の反対売買以外の取引を行った場合は、取引 約款等の変更に同意したものとみなす。

●第40条 取引約款等の変更

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがある。改訂を行う旨及び改訂後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知するものとする。

マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款改訂記録

<追記>

マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款改訂 記録

令和3年4月17日改訂